

2016 年の税法改正の主要内容

2016 年 12 月 20 日

2016 年の改正税法案が 12 月 2 日に国会本会議で可決されて、12 月 20 日に改正法律が公布されました。公布された改正税法のうち、日系企業に適用される可能性のある重要な事項を抜粋してお送りいたします。

1. 経済活力の強化

1. 未来成長動力を拡充

(1) 新成長動力・源泉技術 R&D 税額控除率を拡大(租税特例制限法第 10 条)

2017 年 1 月 1 日 以後に開始する課税年度分から、新成長動力・源泉技術 R&D 税額控除率は、中小企業は 30%、中小企業以外の企業は 20%+(当該課税年度の収入金額に新成長動力・源泉技術研究開発費が占める割合×大統領令で定める一定倍数)(限度 30%)が適用されます。

(2) 新成長技術の事業化施設への投資に関する税額控除を新設(租税特例制限法第 25 の 5 条-新設-)

新成長・源泉技術を事業化するための施設に投資するとき、投資金額の 10%(中堅企業は 7%、大企業は 5%)を法人税・所得税から控除する税額控除が新設されました。控除の要件は、R&D 全体の割合が売上高の 5%以上であり、新成長動力・源泉技術 R&D の割合などが一定要件を満たすとともに直前年度に比べて常時勤労者数が減少してはなりません。常時勤労者数が減少した場合や施設をほかの目的に転用した場合は控除を受けた税額が追徴されます。2017 年 1 月 1 日以後に投資する分から適用され、適用期限は 2018 年 12 月 31 日までです。

(3) 高度技術随件事業などに関する外国人投資企業への税制支援を新成長産業中心に改編(租税特例制限法第 121 の 2 条)

外国人投資に対する法人税などの減免事業が、従来の国内産業の国際競争力の強化に肝要な事業であって「外国人投資促進法」第 27 条による外国人投資委員会の審議を経て定める産業支援サービス業、高度の技術を伴う事業から、国内産業構造の高度化や国際競争力の強化に肝要な新成長動力産業に属する事業であって大統領令で定める技術を伴う事業に変更されました。また、減免限度は、外国人投資の 90%(投資金額基準 50%+雇用基準 40%)から外国人投資金額の 100%(投資金額基準 50%+雇用基準 50%)に上げられました。2017 年 1 月 1 日以後に租税減免を申請する分から適用されます。

2. 投資・輸出・消費の活性化

(1) 中小・中堅企業の設備投資資産の減価償却費損金算入の特例(租税特例制限法第 28 の 2 条-新設-)

設備投資資産に対する減価償却耐用年数を 50%加減する加速償却制度が中小企業又は大統領令で定める中堅企業にまで適用されます。ただし、当該事業年度に取得した設備投資資産に対する取得価額の合計額が、直前事業年度に取得した設備投資資産に対する取得価額の合計額より増加しなければならず、設備投資資産は 2017 年 7 月 30 日(中堅企業は 2016 年 1 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日までの取得資産に限定)までに取得しなければなりません。2017 年 1 月 1 日以後に申告する分から適用されます。

(2) 財貨の輸入に対する付加価値税の納付猶予(付加価値税法第 50 の 2 条)

輸出額の売上高に占める割合など、大統領令で定める要件を満たす中小・中堅事業者が物品を製造・加工するための原材料など、大統領令で定める財貨の輸入に対して、予め付加価値税の納付猶予を申請する場合には当該財貨を輸入するとき付加価値税の納付を猶予できるようになりました。適用方法は、輸入するときに税関に対する付加価値税納付を猶予し、付加価値税の申告時に税務署で納付猶予された税額(輸入付加価値税額)と仕入税額控除額が相殺されます。2017 年 4 月 1 日以後に輸入申告する分から適用されます。

II. 公平課税

1. 課税基盤を拡充

(1) 外国人勤労者課税特例の適用期限を延長し、税率を調整(租税特例制限法第 18 の 2 条)

海外の優秀人材を誘致するため、外国人勤労者課税特例制度が 2018 年 12 月 31 日まで韓国国内で勤務を開始した場合に延長され、課税公平を勘案して特例税率(単一税率)が現行の 17%から 19%に調整されました。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に発生する所得分から適用されます。

(2) 外国法人に関する繰越欠損金の控除限度を新設(法人税法第 91 条第 1 項)

外国法人の繰越欠損金の控除限度が、各事業年度所得の 80%と新設されます。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

2. 域外税源を確保

(1) 多国籍企業に対する国別報告書の提出義務を付与及び個別・統合企業報告書の提出期限の延長(国際租税調整に関する法律第 11 条)

OECD の BEPS Action 13 の導入に従い、国際取引による租税回避を防止するため、国際取引情報統合報告書に国別報告書が含まれました。2017 年 1 月 1 日以後に提出する分から統合企業報告書(マスターファイル)、個別企業報告書(ローカルファイル)、及び国別報告書の提出期限が事業年度終了日から 12 ヶ月以内と変更されました。

(2) 多国籍企業の国際取引に関連する賦課除斥期間の特例を追加(国際租税調整に関する法律第 23 条)

賦課除斥期間が残っている課税年度分に対して相互合意を申請した後、納税者が後で申請を取り下げると、賦課除斥期間経過分については課税が不可能であった事例を防止するため、納税者が相互合意申請を取り下げの場合にも、その取下日から 1 年は課税することができるよう改正されました。2017 年 1 月 1 日以後に申請を取り下げる分から適用されます。

3. 家計所得増大税制を改善

(1) 企業所得還流税制を改善(法人税法第 56 条)

内需回復及び投資活性化のため、配当よりは雇用と投資が増加した企業を優待することができるよう賃金増加及び配当に関する加重値が調整されました。投資、賃金増加、配当の加重値が現行の 1 : 1 : 1 から 1 : 1.5 : 0.5 に調整され、主として配当をする法人の投資を誘導するため、投資除外型から投資含み型への転換が許容されました。また、投資範囲を拡大してベンチャー企業に関する新規出資が投資範囲に含まれました。2017 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

III. 租税制度の合理化

1. 納税者の権益を保護

(1) 加算税負担を緩和(所得税法第 81 条、法人税法第 76 条、付加価値税法第 60 条)

本税の申告・納付と直接関連性の少ない資料の提出など納税協力義務の違反に関する加算税負担が 50%軽減されました。

区 分	現 行	改正案
株式変動状況明細書の提出不誠実加算税	株式額面価額の 2%	株式額面価額の 1%
支払明細書の提出不誠実加算税	支払金額の 2% (遅延提出時は 1%)	支払金額の 1% (遅延提出時は 0.5%)
計算書合計表及び税金計算書合計表の提出不誠実加算税	供給価額の 1% (遅延提出時は 0.5%)	供給価額の 0.5% (遅延提出時は 0.3%)
税金計算書の遅延受取加算税	供給価額の 1%	供給価額の 0.5%

法人税・所得税は 2018 年 1 月 1 日以後の申告分から適用され、付加価値税は 2017 年 1 月 1 日以後に供給する分から適用されます。

(2) 租税不服時の再調査決定根拠の整備など(国税基本法第 65 条第 1 項)

納税者の権益保護を強化するため、審査・審判請求などに関する再調査決定の根拠が整備され、再調査決定は引用範囲の決定のために事実関係の追加確認が必要な場合に限定されました。決定は 2017 年 1 月 1 日以後に決定する分から適用されます。

(3) 非居住者・外国法人の更正請求期限を拡大(法人税法第 98 の 4 条第 4 項、第 98 の 5 条第 2 項、第 98 の 6 条第 4 項、所得税法第 156 の 2 条第 4 項、第 156 の 4 条第 2 項、第 156 の 6 条第 4 項)

非居住者・外国法人の権益保護を強化するため、非居住者・外国法人が租税条約上の制限税率などの適用を受けられなかった場合の更正請求期限が、税額が源泉徴収された日が属する月の末日から 5 年までに拡大されました。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に更正請求する分から適用され、2017 年 1 月 1 日当時、従前の更正請求期間が経過していない場合にも適用されます。

(4) 関税調査の事前通知期限を延長(関税法第 114 条)

関税調査対象者の予測可能性を高めるため、関税調査の事前通知期限が調査開始 10 日前に延長されました。2017 年 1 月 1 日以後から適用されます。

- 以上 -